

## 第 34 回 年金記録回復委員会 (H24.3.29) 議事録

1 日 時 平成 24 年 3 月 29 日(木) 18 時 00 分～19 時 28 分

2 場 所 厚生労働省 省議室

### 3 出席者

(委員) 磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、駒村委員、斎藤委員、  
廣瀬委員

(日本年金機構) 紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、松田理事、喜入理事、  
中野理事、吉野審議役 ほか

(厚生労働省) 藤田厚生労働政務官 (途中退室)、今別府年金管理審議官 ほか

### 4 議事録

(磯村委員長)

第 34 回年金記録回復委員会を始めます。今日は藤田政務官がお越しですので、ご挨拶をお願いします。

(藤田厚生労働政務官)

皆さま、こんにちは。お世話になっております、厚生労働政務官の藤田一枝です。委員の皆さま方には年度末でご多用中、当委員会にご出席いただきありがとうございます。本日は今年度最後の委員会ということです。今年度も委員の皆さまに精力的にご審議をいただいたことに、改めて感謝を申し上げます。今日は年度末最後の委員会ですので、来年度 24 年度における年金記録問題に関するさまざまな事項の取り組み方針についてご審議をいただく予定になっています。

具体的には、年金記録問題に関する 24 年度と 25 年度における対応方針やスケジュールなどをまとめた、日本年金機構の実施計画や工程表の改定についての報告のほか、未統合記録 5,000 万件の対応の 1 つとして、ご自身の年金記録に漏れや誤りのご懸念のある方を対象に、25 年 1 月から年金事務所などに申出をいただき、年金事務所などで記録確認を行う「気になる記録の確認キャンペーン」を実施します。その概要についてご報告し、委員の皆さま方にご意見を賜る予定です。本日の委員会でも忌憚のないご意見をお願いするとともに、改めて来年度も皆さま方にご指導をお願い申し上げて、簡単ですが冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。それでは議事の順序に従いよろしくお願いいたします。

(尾崎年金記録回復室長)

議事進行に基づき進めます。本日は議題(1)から(7)まで、資料1から資料7までをご用意しております。この資料の順に沿って、ご説明、審議ということでよろしくお願ひします。

なお、藤田政務官は他に公務がございますので途中で退席されます。

資料1から始めます。資料1は、昨年より毎回の委員会で磯村委員長の指示に基づき作成している資料ですが、2月の回復委員会のとくと若干異なります。磯村委員長のご指示もあり、資料1の上の赤字は本日の議題で変わっておりませんが、作業方針、方向性などについて概ね審議が済んでいる議題については「<済>」を付けて表示しております。これまでの検討会、今後の委員会等でご審議いただく追加すべき部分等もございますので、追加する部分等を若干ご説明して、資料1のご説明という形にしたいと思ひます。

委員の皆さま方には資料を事前にお送りしておりますが、追加した部分を簡単にご説明します。真ん中の上にある3)の「※うち、加入者への対応方針」は、受給者について今対応しているということですが、加入者についてどうしていくかということが1つの大きな議題です。

4)は国記録と基金記録の突き合わせによる記録回復で、④の基金の突き合わせ作業促進を追加しています。5)は確認キャンペーンで、再発防止策イ)の「※関連して」ということで、4つほど事項を入れております。エ)は前回までの審議で既に議題でご説明しておりますが、厚生年金基金への記録情報の提供を追加しております。関連事項の一番下ですが、ウ)、エ)、オ)の事項について追加しております。再発防止策のイ)の基礎年金番号の重複付番の対策等については資料6という形で本日ご審議いただきたいと思ひます。関連事項のウ)、エ)、オ)についても検討会でこれまでご審議いただいております。できるだけ早く整理して、5月、6月にご審議いただけるように準備を進めていきたいと思ひております。<済>の部分についてのフォローアップは引き続き委員の皆さま方にお示したいと思ひますのでよろしくお願ひします。資料1は以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。年度末ですので少し整理をしてもらいました。この中身についてというよりも、項目の立て方について抜けていることがございましたら、次回に改めて整理したいと思ひます。何かご意見やご質問はございますか。よろしいですか。何かございましたら次回までにお申し越してください。次の議事をお願ひします。

(尾崎年金記録回復室長)

議題の2番目に移ります。資料2は、年金記録問題への対応の実施計画工程表ということで、日本年金機構伊原部長からご説明をお願ひします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

資料2に基づき、工程表の改定についてご説明します。2ページの工程表の改定のポイントをご覧ください。工程表は22年度から作っております。記録問題の解決に向けてスケジュールを立てながら行うということで毎年度改定しております。今回は24年度に向けた改定です。基本的考え方の欄を読んでいただくと分かるように、これまでの工程表の重点目標が、各種便と呼ばれる、年金機構が保有している情報をお送りして、それについて心当たりのある記録についてご指摘いただき記録を直していく作業としておりました。これについては概ね目処が立ち、作業の大部分が終わってきている状況でございます。

紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせ、あるいは厚生年金基金記録とコンピュータ記録の突き合わせ作業は計画に基づき進捗しております。今回の改定では、中盤戦に入った紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせ、厚生年金基金記録の突き合わせに加えて、記録問題対応の後半戦の取り組みとして大きく2つを盛り込んでおります。1つは未解決事例、未だに持ち主が分からない記録への対応、もう一つは再発防止策、今後の記録の正確性の確保に向けた対策を盛り込んでおります。以下4点について簡単にご説明します。

紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせでは、24年度末を目途に受給者の突き合わせ作業を進めるとともに、持ち主の手がかりが得られていない今後さらに解明を進める記録についても、紙台帳検索システムを活用して24年度末を目途に作業を進める予定です。

②の厚生年金基金記録との突き合わせですが、一次審査については今年の10月末までに厚年基金から依頼があったものについて24年度末を目途に審査を進めます。二次審査については、来年の10月末までに厚生年金基金等から調査結果の報告があったものについて、25年度末を目途に記録訂正を進めるということで、25年度末を最終目標にして作業を進めていきたいと考えております。

来年度の工程表に新たに付け加えた2つの事項の1つは、未解決事例への対応です。来年の1月を目途に現在未統合である記録について、ねんきんネットから検索できるような仕組みを導入したいと思います。ご自宅でお名前や記憶にある事業所名を入力すると、未統合の記録があるかどうかをご自分で検索できます。このように状況を整えた上で、今までのご自身の記録に漏れや誤りがあるのではないかとのご懸念がある方に、来年の1月を目途に年金事務所や街角の相談センターにお申し出いただく、気になる記録の確認キャンペーンを開始したいと思います。気になる記録の確認キャンペーンについては、後で詳しい事業のイメージをご説明します。

4番目は今後の記録の正確性確保対策、いわゆる再発防止対策です。1つは、ねんきん定期便をフルに活用して、記録に誤りがあれば見つけて直し、翌年には訂正した記録を送るということをルーティン化していきたいと考えております。また、ねんきん定期便について節目年齢にお送りするものを除いて、様式をハガキ化します。今までは封書

で分厚いので、分かりにくくて読みにくい、なかなか目を通せないというご意見もございましたが、4月以降はハガキでお送りしますので分かりやすくなっていると思います。ねんきんネット利用者に対しては、来月からは「電子版ねんきん定期便」と呼んでおりますが、誕生月に、インターネットで「定期便をご確認ください」という案内をお送りしたいと考えております。

会社に就職して新しく年金に加入するときに、基礎年金番号を機構に届けていないケースがございます。このような方の場合に、重複付番と呼んでおりますが、基礎年金番号が複数振り出されるケースがあり、将来の記録問題に繋がるリスクがございます。これを防止するために、来年の4月を目途に仮の基礎年金番号を付番することによって別管理をします。重複付番の疑いがないと確認できない限り、本来の基礎年金番号は付番しないという扱いにすることで、重複付番の発生を防止していきたいと考えております。これについても今日時間を取ってご説明したいと考えております。

このような工程表に基づき、記録問題を進めていきたいと考えておりますが、1ページに流れとしての今後のスケジュールを書いております。各種便、〇〇便と呼ばれる対策ですが、定期便や受給者便をお送りしてご質問がきたものについては、大部分の回答が終わっております。残っている課題として現在作業を進めているものは、各種便をお送りしたが自宅に届かず機構に戻されてきた未送達案件の住所を、もう一度住基ネットを確認して再送付する作業がございますが、これについては今月、お送りいたしました。また、今年の夏からは10年未満の記録で、持ち主らしいと思われる方に黄色便をお送りします。黄色便をお送りすることで、各種便対策については24年度をもってほぼできることはやることになると考えております。

紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせについては、24年度中に受給者の突き合わせ作業を終えたいと思います。被保険者の記録の取り扱いについては今夏をめどに厚生労働省で検討いただくと聞いております。

厚生年金基金記録の突き合わせについては25年度末を目途に、先ほどご説明したスケジュールで進めたいと考えております。

ねんきんネット、気になる記録の確認キャンペーンについては、まず来週から、ねんきん定期便をインターネットで通知します。また、来年の1月を目途に5,000万件の未統合記録のネット検索、気になる記録の確認キャンペーンを進めていくというように考えております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件は実務検討会でもいろいろご検討いただいたところですが、何かご意見はございますか。よろしいですか。概ね順調に予定通りというか、ものによっては予定より少し早く記録問題の折り返し点が来ていると思います。そのような点も含めて、この方向で来年度もいろいろご尽力を願いたいと思っておりますが、よろしいですか。ありがとうございました。それではよろしく申し上げます。続いて次の

議題をお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

議題の3番目に移ります。国記録と厚生年金基金記録の突き合わせ事業についてです。担当の企業年金国民年金基金課長が別の打ち合わせを行っておりますので、代わりの担当が横に座っております。資料3の国記録と厚生年金基金記録の突き合わせ事業について、昨年10月に年金記録回復委員会の議論を踏まえて、厚生労働大臣から日本年金機構宛に、適切に業務を行うように通知を出しておりますが、今回、厚生年金基金(以下、「基金」)の突き合わせ事業について、これまでの状況等を踏まえて一部改正したいということでご報告します。

下の改正内容で2つ目の丸を見ると、平成20年度から基金記録の突き合わせ事業を進めておりますが、厚生労働省から各基金に対しては基金が行う最初の一次調査は、日本年金機構から各基金に対して基金の記録を全部送り、各基金で突き合わせをします。その結果不一致のものを、各基金で日本年金機構に対して一次調査依頼という形で返すわけです。一次調査依頼については、23年度末までに提出するように通知で指導しております。この通知の指導は3ページ目の参考に載せております。3ページ目の真ん中に、可能な限り本年度内を目処に、日本年金機構の各事務センターに対して行うという形で通知をして指導しております。

上の丸ですが、各基金から一次調査の依頼をすると日本年金機構で一次審査をして、その後紙記録との突き合わせを踏まえて、やはり不一致だというときには改めて基金に送って、さらに二次審査ということで基金のほうから機構に返るという手順になっています。一次審査について一次調査依頼は23年度末まで、機構における対応や基金における対応などを見込んで、二次審査については24年10月までに各基金から日本年金機構に記録が一致しない場合には報告してほしいとしております。その場合、日本年金機構で24年10月までに二次審査について報告があれば24年度末までに記録訂正をすると、このような形で通知をして進めてきたところとところです。

次のページです。基金記録の突き合わせ事業は3か月に1度、状況を報告しておりますが、既に突き合わせが完了した件数は全体の約92%です。かなり進んでいて、全体として見ると90%を超えていることとなります。個々の基金ごとに作業状況を見ると、昨年11月時点で基金にいろいろ状況を確認したところ、一次調査を依頼することについては23年度末までにやってほしいとお願いをしておりますが、24年度にずれ込んでしまうという回答があったところがこの資料の注にございます通り、全体の2%の14基金です。いつ提出できるか分からないということでなかなか回答が得られないところが160基金で全体の27%という状況です。このようなことを考えて、日本年金機構と厚生年金基金とで共同で作業をしているということです。今の状況は、24年度末までに整理することより期間を改めて整理していくほうがいいのかということになっているわけです。

3 ページの下のほうに新旧対照表を載せております。5 ページ目で日本年金機構の理事長宛に大臣から通知をしているわけですが、3 ページ目をご覧いただくと改正前は先ほどの工程表の 23 年度のところに載っているわけです。二次審査については、24 年 10 月末までに報告があったものについて 25 年 3 月末までに記録の整理を進めるということでした。

基金における突き合わせの状況等を踏まえて、改正後のところを見ていただければと思います。先ほどの工程表のところでご説明した通り、一次審査については 24 年 10 月末までにあったものについては 24 年度末までに日本年金機構で審査し、1 年半後の 25 年 10 月末までに二次に関する基金の突き合わせの報告があったものについては、日本年金機構で 26 年 3 月末の 25 年度中に対応するということです。紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業等のその他さまざまな記録問題に関する事業は、25 年度を一つの区切りに行っているわけです。基金記録の突き合わせについても 25 年度という形で対応したいということで、今回大臣通知を改訂したということです。

2 ページ目の尚書きのところですが、23 年度末までに日本年金機構への一次調査依頼を行っていない基金については、厚生労働省から速やかに調査依頼を行うように指導する予定です。23 年度末までにできる限り審査を進めるということをお願いしておりますが、今、各個別の基金に対して進捗状況の調査をしているところです。年金局の個別基金に対する調査を踏まえて、できるだけ速やかに調査依頼を行うように指導する予定です。また、指導した結果、あるいは指導しても進まないときは、日本年金機構における事務処理、あるいは加入員の記録をしっかりと回復するという観点から、突き合わせ作業の迅速化に関して、必要に応じてさまざまな対応策を今後検討していく必要があると考えております。いずれにしても 23 年度末までにしてほしいということで、23 年度末における状況について今確認中です。個別基金における調査の結果を、回復委員会のほうでも見ていただき、私どもでさまざまな対応策を検討していく中でご指導をいただきたいと考えております。

資料 4-1 で、基金の突き合わせに関する状況についてまとめています。後ほどご説明しますが、別紙 2 で個別の基金ごとに見ると全体としては 92% ですが、個別の基金ごとに見ると、突き合わせ記録、整備完了割合別の基金数ということでまとめております。記録の整備が完了している割合が低いところから、ほとんど終わっているところまでであるということです。かなりの部分は 80% 以上作業が完了しておりますが、5 割以下の基金も 20 以上あるという状況です。今後個別基金調査をして、必要な指導、あるいは新たな対応策をしっかりと行っていきたいと考えております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。ご同意いただく案件の内容は所定の期日の変更についてですが、本件はいかがですか。よろしいですか。では、ご賛同いただいたということで、これでもよろしく申し上げます。

なお、先ほど最後に触れた一次調査の回答、具体的な提出時期の回答が得られなかった 160 基金は、個人的には今回の事件もあって財政状態の苦しいところだと思います。その辺の実態をよく見ながら段取りを進めるようによろしくお願いします。

次の議事へいきます。

(ここで藤田政務官は退室)

(尾崎年金記録回復室長)

資料 4 の基金の突き合わせの定例報告に移ります。企業年金課長が本日公務のために遅れていますので、代わりに私のほうからご説明します。資料 4-1、資料 4-2 をまとめて続けてご説明させていただきます。資料 4-1 は 3 か月ごとの実施状況ということで、昨年 9 月末までのデータです。先ほどの資料 3 でもございましたが、真ん中の基金等における記録の突き合わせ対象人数は約 3,700 万人です。次の 2 の①は記録整備が完了した人数で約 92.2%までできています。内訳として記録が一致した件数は 91.3%、不一致が見つかって訂正した件数が 32 万人で 0.8%、記録整備中のものが 292 万人です。

下のほうに基金と、中途脱退や解散などで引き継いだ企業年金連合会と 2 つの種類があります。各基金における人数は 852 万人、企業年金連合会は非常に多くて 2,881 万人です。それぞれ初回の報告よりもかなり進んでおり、個別の基金は 87%、企業年金連合会は 93.6%という数字になっています。資料 4-1 は以上です。

資料 4-2 を日本年金機構の柳楽部長から説明します。

(日本年金機構柳楽事業企画部長)

資料 4-2 です。基金あるいは企業年金連合会で国の記録と基金記録の突き合わせを行い、不一致がある場合に基金から機構側に調査依頼を出してもらうことになっています。調査依頼があったものの機構における実施状況の資料です。前回は 12 月の委員会で去年の 10 月末時点の状況をご報告しております。今回はその後 4 か月たちまして、今年の 2 月末時点での状況をご報告するものです。2 月末時点での受付の累計総数ですが、表の左の一番下の計の欄ですが、351 万件余りという状況です。4 か月前と比べて 23 万件余り増加しております。これに対して一次審査が終わったものの数は約 298 万件で、前回と比べて 66 万件程度増加しています。受付累計に対する審査終了の比率、進捗率は約 85%です。前回の報告では 70%程度でしたので、15 ポイントほど進んでいる状況です。その結果、まだ審査が終わってない一次審査未了のものが 53 万件余りです。前回の報告と比較すると、43 万件余り減少している状況です。全般的には、年金機構に調査依頼が出たものについての処理は進んでいる状況です。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。資料4-1と4-2の両方を合わせて何かご意見やご質問はございませんか。よろしいですか。では、次の議事へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

資料5で、気になる記録の確認キャンペーンの概要について伊原記録問題対策部長から説明します。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

資料5に基づいてご説明します。先ほど工程表のご説明の中で申し上げましたが、来年の1月を目途に、その段階で持ち主が分からない記録を中心に、改めて漏れや誤りがないかということ国民の皆さまにご確認いただくキャンペーンを展開したいと考えております。

1ページの図にございますように、概要としては左側のキャンペーンの周知ということで、受給者には来年の2月ぐらいから、ねんきんネットのお知らせ、アクセスキーなどを入れた便をお送りしますが、その中でキャンペーンを実施しているということも展開したいと思っております。現役の世代の方にはねんきん定期便、受給者の方には年一通知、事業主には納入告知書・ホームページ・政府公報・市区町村広報、年金委員・社労士の先生方に、このようなことを行っていると広くご案内したいと考えております。

今回のキャンペーンでは、一般的に国民の皆さまに改めて確認をお願いするだけでなく、生活にお困りの高齢者の方を対象に市町村の協力も得ながら、生活保護の窓口や社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付の窓口、あるいは介護保険を利用している方の窓口になるケアマネージャーの方、地域においてそうした方々と接点の多い民生委員の方々にもキャンペーンについて具体的な形で周知し、そのような接点のある高齢者にも個別に伝えていきたいと考えております。

そのような形で自分の記録を改めてご確認してもらい、記録に漏れや誤りがある場合には年金事務所に申し出ていただくというキャンペーンを展開したいと考えております。特に生活にお困りの高齢者に関しては、きめ細かな対応をしたいと考えております。

2ページをご覧ください。市区町村におけるねんきん記録発見支援事業を実施したいと考えております。資料2ページの上にごございますが、来年の1月以降にキャンペーンを開始します。その一環として、現役世代に比べて統合が進んでいないのは高齢者の記録なので、高齢者を対象に市区町村の協力を得て、キャンペーンの周知や記録発見の支援をお願いしたいと思います。

大きく2つの柱からなっており、1つは高齢の方へのきめ細やかな周知ということで、機構あるいは市区町村のそれぞれで広報・民生委員・介護事業所などを使ったキャンペーンをしたいと思っております。もう1つの対応として、生活にお困りの高齢者を対象とした年金記録発見支援事業を予定しております。今はモデル事業ですが、来年度は本格事業化したいと考えております。

具体的には、市町村にはねんきんネットが入っておりますので、高齢者の方が窓口にて経済的な相談に来られた場合に、ねんきんネットにて記録を打ち出してもらいます。ケースワーカーの方々などが一緒になって、漏れがある箇所は「未加入」と赤く表示されますので、その欄について、「昔働いたことがないか」とか「旧姓の記録がないか」ということを簡単なチェックリストを使って、5分ぐらいで作業ができるような形で展開したいと思っております。

このような事業をするために5月から7月を目途に、全国5、6市区町村でモデル事業を実施したいと思っております。3ページは具体的なモデル事業のイメージです。具体的には、相談者が市区町村の福祉事務所の生活保護の窓口や社会福祉協議会の窓口にて、生活福祉資金の貸し付けの申請に来られます。そうした場面で、相談者にねんきんネットの利用申込書を書いてもらいます。同じフロアにある市区町村のねんきんネットを使い、本人の年金記録が打ち出されます。打ち出されたものを、今度は記録の確認の支援を生活保護のケースワーカーなり生活福祉資金の担当窓口の方が、ご本人と一緒に簡単な10項目程度のチェックリストでチェックします。チェック項目に当てはまると、記録に漏れや誤りのある可能性が高まりますので、記録照会票と呼ばれる年金事務所に照会してもらうための書類を書いてもらい、それを事務所に送ります。年金事務所ではそれを調べて、記録が見つければ「見つかった」、見つからなければ「記録はありませんでした」という内容の結果を、ご本人ならびに市区町村に返すという作業を想定しております。

このような事業を企画している理由については、資料の5ページをご覧ください。以前から生活保護など、福祉の現場で記録回復事例はよく耳にしておりましたが、実際に5ページにございますように、去年の4月から9月までの6か月間に高額回復事例が260例ぐらいあり、この中で無年金者からの回復事例が20例ございました。その20例の中で、生活保護の請求手続きを契機として見つかったものが4例ございました。他に市役所の通常の経済相談の中で見つかったケースが1例あり、市町村を介した例としては5例ございました。

いずれも年額ベースでいくと、50万円から70万円ぐらい回復されていて、時効特例給付も合わせますと、非常に高額な金額が回復されるというケースでございました。推測になりますが、生活保護を受けられる方の多くは転職を繰り返している方が多いので、記録が漏れやすいということがございます。福祉の現場で国民年金の部局と一体となつて、このような取り組みをすればもっと効果が挙がるのではないかと考えております。

現在、モデル事業を実施してもらえそうな市区町村に打診をしております。比較的好意的な答えをいただいておりますので、このスケジュールで進めていきたいと今は思っております。

具体的なスケジュールは4ページです。現在打診中ですが、今後チェックリストなどについて、現場の方々や一般の方のご意見も聞いて詰めていきますが、それができた段階で5月から試行事業を実施したいと思っております。1つは市区町村での年金記録発

見支援事業の試行、もう一つは、全国の幾つかのブロックの年金事務所で試行したいと思っております。

また、6月を目途に現在でも統合できていない方の記録を1万件ほど分析作業しておりますが、そのような記録はどのような業種が多いのかについて分析をして、今後気になる記録確認キャンペーンをする際に、このような業種にお勤めの方には見つかる可能性が高いという案内ができるような素材の整理をしております。

8月には試行事業の結果が出てきますので、効果が上がるのかどうか、あるいは、このような工夫をすればうまくいくのではないかということについて成果を取りまとめたいと考えております。8月の結果を踏まえて9月の段階でマニュアル等のさまざまな詰めをした上で、10月から市町村・経済界・福祉団体・関係団体への具体的な協力依頼をしていきたいと考えております。

来年の1月を目途にねんきんネットで、未統合記録の検索を行えるように予定しておりますが、それと併せて、現在の段階で未統合となっている記録の事業所で、こういう事業所の場合はまだ未統合記録がありますという事業所名称の開示も経済界の了解を得た上で実施していきたいと思っております。来年の2月には受給者の方にねんきんネットお知らせ便で、ねんきんネットを利用するためのアクセスキーを送ります。この中でも「気になる記録確認キャンペーンをしていますので、ぜひご利用ください」というPRをしたいと思っております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。気になる記録の確認キャンペーンは実務検討会でもいろいろご議論をいただきましたが、なおご意見やご提案がございますか。諸手を挙げて賛同したいと理解してよろしいですか。異議がないようですから、こういう方向で段取りをよろしく願います。続いて次をお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

資料6に移ります。本日は担当の部長が所用で欠席ですので、伊原記録問題対策部長からご説明します。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

先ほど工程表のところで、記録問題の反省に鑑みて、新たな記録問題の発生を防止する再発防止が大事であると、その1つの柱として、現在生じている重複付番を解消していく必要がある、あるいは新規に起こることを防止することが必要ということで、来年度からさまざまな対策を講じたいと考えている旨、ご説明いたしました。資料6に基づいてそのご説明をしたいと思っております。

まず重複付番の解消ということですが、重複付番とは何かということですが、20歳になると基礎年金番号が付番され年金手帳が送られます。その後、会社に就職するとその

番号が引き継がれますが、仮に転職をすると、本来であれば年金手帳を新しい事業主に提示して、新しい事業主が年金手帳に書いてある基礎年金番号を年金事務所に「こういう人が今度就職しました」と届け出て、番号が引き継がれるのが本来の姿です。しかしながら、年金手帳をなくしたとか、年金手帳が見当たらないということから、新たに就職したときに基礎年金番号が書かれずに年金事務所に届け出るケースがございます。そのようなときに、機構でもできるだけ調べますが、保険証の発行を急ぐといった事情から、新たな基礎年金番号を振り出すケースがございます。そのために、同じ人に複数の基礎年金番号が付くということがこれまで起こっております。

将来のことを考えると、このような重複付番がございますと、長年時間がたって本人の記憶が薄れてきたりすると、記録が結び付かないということが生じるリスクがございます。これを何とか解消したいと考えております。資料の一番上の丸にございますが、実際にこれまでも、名前と生年月日と性別と住所の4項目が同じ記録が仮にある場合には99%以上本人ですから、重複付番だとして1本化をしてきました。実際にどのように作業を進めてきたかという、8ページをご覧ください。平成18年度は2万人を超えていたと思いますが、19年10月から件数は徐々に減ってきております。4項目が一致した人の数は昨年の10月段階で約2,700件という状況です。4項目の一致型についてはここまで減ってきたという状況です。

1ページに戻って、4項目一致以外にもいらっしゃると思います。例えば3項目、名前と生年月日と性別。住所は違っているがそれは前の住所であって同一人だということも十分にあり得るわけです。3項目一致の中でも重複付番があり得るということで、3,000組のサンプル調査を実施しました。その結果を基に推計しますと、重複付番の可能性のあるのは43万組でありました。もう少し精査すると、約20万人に重複付番があると推計されました。20万というのは、今1億640万ほど基礎年金番号を振り出していますが、その約0.2%に相当します。4項目一致で2,700人という数字が出ましたが、3項目一致でこれぐらいあるのではないかと思います。

この3項目一致の方について重複付番を解消するために、24年から25年の2年に亘って、集中的な解消対策を講じていきたいと考えております。また、このような重複付番は元を断たなければいつまでも終わりませんので、元を断つための新規発生防止策についても講じていきたいと考えております。

2ページですが、既発生分の整理として、3項目一致者への新たな対応ということです。これに関しては7ページの別紙1でご説明します。43万組の内訳は、受給者で18万組、被保険者で25万組です。受給者から取り組んでいこうということで、24年度には受給者について職員が1件ずつ重複付番かどうかの確認をします。具体的には配偶者の記録と一致しているか、期間が重複しているかというのを見て判断します。そのような調査をして、サンプル調査の結果を踏まえると大体8万件ぐらいが最終的に手紙をお送りする件数です。手紙を送って確認すると、推計で7万人ぐらいが重複付番になるのではないかと推計しております。24年度は、重複付番の方については同一人として紐

付けて解消したいと思います。25年度については被保険者の25万組全員に、重なっている番号はないかという確認の手紙をお送りして、進めていきたいと考えております。サンプル調査の結果を踏まえると、被保険者は13万人になるのではないかという推計です。このような形で重複付番を解消していくという作業スケジュールを考えております。

今申し上げたのは2ページの(1)の①の部分で、3項目一致者への新たな対応です。4項目一致者もまだいます。先ほど2,700人という昨年10月の数字がございましたが、これについては、今までの対策ですが重複付番者一覧表を作成して、重複付番であることは明らかなので1件1件つぶしていく作業をしてもらいます。さらにオートマチックに、重複付番を発見するための対策として、新たな項目として4番目に平成9年以降の住所履歴が一致するか、配偶者が一致するかというものを抽出条件に加えて重複付番の把握をしていきたいと考えております。以上が既発生分への対応です。

新規発生分の対応の1つは番号調査の改善ということです。氏名の入力に当たって、例にございますように「高」という字に「高」を当てたりして、必ずしもぴったりと漢字が一致しないで入力されているケースもございます。このような場合でも同一人の場合もございますので、これを曖昧検索ができるようにチェックができる仕組みを導入して、番号調査が確実にできるような改善を、今年7月を目途に実施したいと思っております。

3ページですが、番号調査方法の効率化ということで、住民票コードの収録を今、進めております。受給者は98%、現役の方はまだ8割ぐらいです。8割の方は住民票コードが把握できておりますので、住民票コードが一致する場合には同一人とみなすことができ重複付番を解消できます。また、調査票の改善ということで、番号調査をご本人にお送りするときに、該当する他の記録も印刷して、ご本人が思い出しやすいように工夫することも来年の4月を目途にしたいと思っております。

本人確認が十分できない場合の対策を、来年4月を目標に導入したいと考えております。これは先ほど申し上げた、仮基礎年金番号の付与です。どうしても急いで保険証を発行しなければいけないという事情で、事業主から申出がないときにそのまま基礎年金番号を付番している例がございます。このような場合に付番してしまうと重複付番が出てくるので、あくまでも別管理するという仕組みにしたいと思っております。

具体的には、その下の(3)に仮基礎年金番号のフォローアップによる解消策です。①で仮基礎年金番号の付番時には、他の3項目が一致する番号があつて、重複付番の可能性あることを通知するとともに調査票をお送りします。調査票が未回答の方には2回にわたって再送付する形にしたいと思っております。本人から回答があつて重複付番が分かれば、それで取り消して本来の基礎年金番号に一元化します。それで、まだ仮付番が解消できない方については、ご本人にお送りするねんきん定期便に「あなたの場合は、ほかに番号がある可能性があります」と記載します。ねんきんネットでもログインをした場合も同様の注意喚起文を表示します。こういう措置を講じて、早期に仮基礎年金番号がないような形に取り組んでいきたいと思っております。

仮にこれらのフォローアップに最終的にご協力いただけない場合は、年金の裁定のときに最終確認することになりますので、その裁定時においても改めて最後の確認という形の措置を行い、誰のものか分からない記録が浮いてしまったり、本人のものが結び付かないことがないようにしたいと考えています。以上が重複付番対策です。

4 ページの下の、その他の課題への対応ということで、未加入者をなくしていくということです。20 歳以上の者については住基ネットで情報提供を受けて、国民年金の資格取得届の届出勧奨をしておりますので、これを引き続き行うということです。今は、20 歳、34 歳、44 歳の3時点で行っております。今後受給資格期間の短縮の法案の閣議決定が間近に予定されていますが、このような場合は将来的に 44 歳より高いところで行うことも必要ではないかと考えております。その辺は法律改正の動向を踏まえて検討する必要があると思います。

平成9年以前の退職者でその後の未加入者について、現場で記録の確認の問い合わせがあった場合には基礎年金番号を付番するように指示を行っております。あるいは、黄色便の場合にも同じように基礎年金番号を付番することを行っております。

5 ページでもう一点新たな取り組みとして、来年の7月を目途に外国人についてもアルファベットでの記録管理を可能にしたいと思います。現在はふりがなで入力しておりますが、発音の仕方でいろいろな読まれ方をするので番号が複数になるリスクがございます。これをアルファベットで登録することで、確実に重複付番がない対策をしていきたいと思います。

5 ページの項番2は本人確認の強化です。先ほど申し上げたように、基礎年金番号を有している方は就職の際に年金手帳を事業主に提出するとなっておりますが、実際には届書に基礎年金番号が書かれていないものがございます。資格取得届の提出時に事業主に住民票の確認を求めているので、本人確認がきちんと行われず実際に重複して付番される可能性がございます。今後、仮に資格取得届に基礎年金番号の記載がない方については、事業主に対して住民票、免許証の写し、またはパスポートの写し等による本人確認を求めたいと考えております。仮に基礎年金番号がその場で確認できなくても、少なくとも法的な書類に書かれた4条件を正しくわれわれのほうに伝えていただきたい、これができない場合は、保険証の発行や資格取得届の受理については保留するという扱いを考えております。

死亡者の問題です。現在、加入者や受給者については、ご本人が亡くなると死亡届が出されると思います。ところが待機者、60 から 70 ぐらいまでの間で年金を受けておらず、且つ被保険者でもない方についてはそのような義務がないので、亡くなった場合や住所が異動した場合に住所が分からない、あるいは死んだことが分からないということがございます。そういう場合はターンアラウンドの裁定請求書を送っても未送達になる、あるいは家族が受け取って返事が来ないということがございます。こうした待機者については、本人のためにも住所の把握あるいは死亡したことについての把握が必要だと思います。今、年金局に対して具体的な法令での取り扱いも含めて、死亡届あるいは住所

変更の入手の仕方についていい方法がないか検討をお願いしているところです。

機構としては、死亡情報に関して基本的に何らかの形で把握できる仕組みが必要ですが、現在のわれわれでもできることがあります。24年度から遺族年金が裁定済みになっている場合にはご本人が亡くなっていることは自動的に把握できるので、基礎年金番号について調べてご本人の死亡情報を収録していきたいと考えております。長くなりましたが、新しい対策ですので詳しくご説明しました。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。1年半以上2年がかりの議論で一応の方向性が出てきておりますが、いかがですか。どうぞ。

(廣瀬委員)

5ページの③の外国人の件です。アルファベットにするという方向は大変よろしいことです。アルファベットにする場合は、外国人のパスポートでアルファベットである場合に、アルファベットにすることを強制と考えるかどうかという質問です。外国人でもアルファベットではなく漢字の人もかなりいますから、そういう人はアルファベットではなく、漢字のままでもよろしいと思いますが、それが2つ目です。もう一つは、現在外国人はアルファベットであるべきものがカタカナで登録されているわけですが、現在被保険者であるカタカナの外国人は今後どういう扱いにするか。アルファベットにする場合は、パスポートのアルファベットとイコールでなければいけないと思いますが、その辺はどうですか。先ほどの住民票等の問題もあるので、私は、全くパスポートと同じにしなければその人が転職その他を繰り返した場合には違ってしまうとまずいので、同じであるべきだと思います。以上です。

(磯村委員長)

どうぞ。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

細かいことはこれから来年の4月に向けて詰めていきますが、基本的な考え方としては、今年の7月に住民基本台帳法が改正されて、外国人については外国人の住民票というのができます。外国人の住民票はどのようにつくられるかというと、私の理解で間違いがなければパスポートに書かれている表記と同じになるはずですが、従って、その表記がそのまま外国人の住民票になりますので、外国人の住民票に書かれたアルファベットの情報を市町村からもらって入れていきます。最初のご質問に関係しますが、機構が持つアルファベット情報は、外国人の住民票と同じすなわちパスポートと同じになると思います。

漢字の名前を持っている人とアルファベットの名前を持っている人の扱いですが、先

ほども申し上げましたが、外国人の住民票の記載と合わせようと思いますので、そこに書かれた情報をそのままもらうこととなります。その場合、外国人の住民票は漢字とアルファベットが併記できるようになっておりますので、両方書いてあれば、できれば両方とももらうことになるのではないかと思います。ただ、それは現段階のことですので、これから具体的な詰め作業をしていきたいと思っております。

また、現在既に登録されている方の扱いについては今後の検討課題だと思っております。現段階では結論を出しておりません。

(磯村委員長)

よろしいですか。

(廣瀬委員)

分かりました。

(磯村委員長)

他はいかがですか。どうぞ。

(稲毛委員)

処理保留の件で、新規の場合の基礎年金番号が記入漏れ、あるいは記載されていない新規付番についてはこれから議論されると思っておりますが、処理保留というのは、例えば健保協会の場合は、年金事務所への資格取得届と共通にしているわけです。処理保留をすると健保協会への処理も保留されるのかどうかということです。先ほど基礎年金番号が無記入の原因として、健康保険証の入手を急ぐためということがあって、それもすごく大きな要因だと思います。その辺の処理を詰めて報告をいただきたいと思っております。

(日本年金機構松田事業管理部門理事)

基礎年金番号の記載がない場合に、本人確認の徹底をした上で確認できるまでの間、資格取得届について入力処理を保留する形になります。健康保険証は健保協会から交付しますので、それについても当然保留がかかるという理解をしております。

(磯村委員長)

よろしいですか。

(稲毛委員)

無理やり新規付番をする原因として保険料の問題もあるのです。保険料は翌月納付なので、資格取得の手続きが遅れると、結果として翌月に入らなくて翌々月にまとめてというようになる処理もあると思っております。処理が保留になっているものは保険料が入って

こないと思うので、一定期限を区切った場合など、その辺の整理は必要ではないかと思  
います。

(日本年金機構松田事業管理部門理事)

ご指摘のような事情もあると思います。そこは確認をして必要な対応があれば考えた  
いと思います。

(稲毛委員)

よろしくお願いします。

(磯村委員長)

他にございますか。

私のほうから確認・だめ押し・お願いなどをいろいろしてみたいと思います。今日は  
担当部長が欠席とのことなので分かる範囲で結構です。

先ほどの資料の3ページの仮基礎年金番号についての確認です。これは実務検討会で  
もご意見やご質問が出たものの確認も含めて、改めてお伺いします。仮基礎年金番号、  
あるいは基礎年金番号というのは、共済組合も含めた公的年金の根幹に関わるものです。  
法律上は「仮基礎年金番号」という表現はないはずで、従いまして、仮基礎年金番号  
という、法令に記載のない事項は国民の権利義務に大きく影響を及ぼすと思います。ご  
本人やご家族や事業主が仮基礎年金番号の入った年金手帳を見せられたときに、どうす  
ればいいのか。今、年金手帳は本人確認機能を持っているわけです。年金手帳の本人証  
明機能はどこまでどう考えたらいいのか、分かりやすく仮基礎年金番号の振られた年金  
手帳を峻別するためにはどうしたらいいのか等々、いろいろ年金手帳にまつわる話はこ  
れから検討しなければいけないと思います。実施はいつごろからの予定ですか。今のよ  
うな問題はどの辺でどのような段取りでしますか。分かる範囲で結構です。

(日本年金機構中野全国一括業務部門理事)

資料の3ページの(2)の④に記載しておりますが、仮基礎年金番号をつくるために  
はシステムの改修などの準備が必要になります。実施については1年後の25年4月を  
予定しています。仮基礎年金番号はここに記載がございましたように、最初の4桁の部分  
に「9900」などの「99」から始まる基礎年金番号という形のを考えております。こ  
のような番号の使い方については、年金局に疑義照会という形で確認した上でこのよ  
うな運用をしたいと思います。そのような番号の付いた年金手帳が発行されてご本人に渡  
っていくわけですが、その際にこれが仮基礎年金番号だということをどのように加入者  
に伝えるかについては、来年4月の具体的な運用に向けてどのように広報しPRをして  
いくのか、あるいは年金手帳にどのような表記をするのかも含めて、きちんと詰めてい  
きたいと思います。私どもとしては、これが仮基礎年金番号といわれるもので、こうい

う番号が付いている方については他に基礎年金番号がある可能性がある、という注意喚起をできるだけして、ご本人にも年金事務所に相談に来てもらうというアクションを取ってほしいと思っております。その辺の具体的な方法についてはさらに詰めていきたいと思っております。

(磯村委員長)

年金局はそれでよろしいですか。

(尾崎年金記録回復室長)

そのような形で整理していきたいと思っております。

(磯村委員長)

この点はよく分かりました。適当なところで方向がまとまりましたら教えてください。

次は確認といいますか、だめ押しというかお願いというか。基礎年金番号の今日の説明に関連して3つばかりです。先ほどの資料1の新規事項ということで、事務局から簡単にご披露がございました。その部分について問題提起なり、考えていることを申し述べたいと思っております。事務局のほうから資料1の中で、幾つか5月・6月の委員会ではきちんと審議ができるように準備をしたいという話がございましたので、大変心強いところだと思います。

そのうちの第一です。事業主の皆様にも、新規適用時に本人確認の仕方をもう少しきちんとしてもらえないか、というお願いをしなければいけないのではないかと実務検討会でもいろいろ議論がされているところです。この辺のところは資料1には簡単に項目表示がなされています。

基礎年金番号というのは、一昨年の7月に日本国民の人口の1歳刻みと突き合わせて、20歳代ではどうか、70代ではどうかという1歳刻みの比較表がこの委員会で作られています。それを見ると、大雑把に言えば、20歳代のところは人口が多くて番号が少ない、逆に70歳代のところは番号が多くて人口が少ない。多分これは死亡者が届出をしていないからだろうということが、ある程度推測できる資料が公表されております。基礎年金番号の不備がどこまであるのか、1年半ほど前に議論をしたときにすっきりしなかったのです。その背景には、こんなことを言うと酷かもしれませんが、日本年金機構は独占事業体なのです。他の同業と比較して、良し悪しの判断ができないので、基礎年金番号はこんなものだ、と思っていたのではないかと思います。そういうことですっきりしなかった。

この辺のところを含めて、基礎年金番号について問題が3つあると思っております。1つは基礎年金番号がない人、番号だけがあって本人がいない番号、今説明があった重複付番。一部重複する面があると思っておりますが、そのような問題があって、今日はたまたま重複付番の問題の説明があったと理解しております。そこで、今の重複付番、あるいは本人がい

て番号がないものなども含めたところは、ある程度の部分は厚生年金の加入事業所が新しく従業員を採用するときに、そのまま出された数字を見て、あるいは資料を見て、本人確認が十分できないまま年金事務所に届けられるケースもあると聞いております。この辺の確認を少し強化するような事業主へのお願いというのが、今後の課題の一つとしてあるのではないかと。ただし、実務検討会でもご意見がございましたが、今の機構の書類は分かりにくいから、事業主に対してだけそのように言うことは酷である、機構も分かりやすい資料にするべきではないかというご意見もございました。両面含めて、今後の課題として機構と年金局で協議をいただきたいと思っております。この点がだめ押しの第1点です。

だめ押しの第2点です。先ほども少し出しましたが、年金受給待機者の把握と管理の問題は、先ほどの説明では法令上の手当がないからなかなか無理だという話がございました。受給待機者というのは法令上の定めがないようなので、なかなか提言は難しいでしょう。既に加算者であった人で保険料を払い納めて年金をもらっていない人という理解ですから、受給者と加算者の中間にあるような人でしょうか。こういう人についての取り扱いに、私はかねてから疑問を持っていました。非常に曖昧であると。それがちょうど今回の基礎年金番号の検討過程で表に出てきたわけですね。受給待機者の基礎年金番号の実数はどれぐらいあるかと聞いても分からないと。これは先ほどの説明の資料の中にも、その辺の実数の把握について云々という説明がございました。だいぶ経っているのに、いまだに実数が掴めないというのはどういうことかと、非常に不思議に思うわけです。これについては、機構側の今の実数の把握も含めてもう少しきちんとしてもらえないかと。個人的には60歳から64歳の人口が表面的に約900万強あるわけですから、このうちで保険料を払い終わって年金をもらっていない人が3割だとすると300万ぐらいあるわけです。これは実数が分かりませんから何とも言えません。このような人たちには「ねんきん定期便」が送られていないわけですね。そうすると、情報の提供を受ける権利を剥奪されているわけですね。おかしいのではないかと思います。旧社会保険庁時代から放置されてきた欠陥の1つだと思っています。従って、保険料を納め終わった人やリタイアした人は、大体住所が変わります。住所が変わったらその把握がきちんとできるような手当を、所要の法令改正も含めてきちんとしておく必要があるのではないかと思います。

公務員の共済組合の場合は、インターネットで各共済組合のホームページを見ると、待機者番号というものがございます。あるいは待機者管理で、こういう届けをこのようにいつ出してくださいというのがございます。それは年金機構にいわせると、厚生年金の場合は法令上の手当がないからできないということらしいのです。それでも何かやることのあるのではないかとというのが、私の偽らざる気持ちです。待機者側の情報提供を受ける権利というものに着目して、年金局も機構ももう少しスピードアップして、この辺の具体策を取るようお願いいたします。これを放置しておくということは、怠慢の誹りを免れないと思っております。よろしく申し上げます。

だめ押しの3つ目です。先ほどの共済組合の方々とのデータのやりとりについてです。今度の基礎年金番号の議論で、共済組合とのデータのやりとりに問題があるのではないかとと思われる部分が幾つか出てきております。それ以外でも前回の3号不整合記録の手紙を出した中に、公務員の配偶者であった方々から「私の記録は正しいはずなのに何で不整合なのか」という苦情が来ているようです。そういうことを見ても、共済組合とのデータのやりとりはどちらが悪いのかよく分かりませんが、いろいろ問題がありそうな感じがします。この辺も次の5月ないし6月の委員会で、きちんと説明ができるようにお願いします。

以上のような宿題、3つ残っている部分が先ほどの事務局の説明の資料1の新規事項の大部分です。このようなことを前提に、今日の基礎年金番号の説明の趣旨にご賛同いただけるかどうかを伺いたいと思いますが、委員の皆さんはいかがですか。いろいろ宿題は残っていますがよろしいですか。そのような方向でよろしくをお願いします。

先ほど申し上げたようなことについて、年金局も機構もぜひ手抜きをせずに、放置をせずにスピードアップして審議をいただけるように準備をお願いします。よろしくをお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

今のご指摘を踏まえて、日本年金機構としっかり連携して対応していきたいと思いません。

本日最後の議題ですが、資料7を伊原記録問題対策部長からご説明をお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

資料7に基づき、来月以降の記録問題関係データの公表についてご説明します。

年金記録の回復額の発表について、資料の6ページの「年金記録問題の取り組み状況について」で、週次で報告を出しております。この週次報告の中で集計時点として「何月末」と書いてあるのは月に1回報告しております。「何月何日」とまで書いてございますのは週単位で報告しております。このような週次の報告と月次の報告をまとめて週単位で報告しております。この中で、太枠で困っている「記録訂正による年金額の増額」は、週単位でその週の件数と金額を公表しております。

このような金額や件数を毎週報告しておりますが、紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせの結果、記録が見つかった件数や金額については、これまで、システム上の制約があり、毎週公表できていたのは年金事務所経由で再裁定したものだけでした。ところが今般、システムからのデータの抽出ができることになり、月単位であれば全てのデータを、漏れなく件数も金額も反映できるようになりましたので、4月以降はまとまった数字を発表したいと考えております。ただし、ここの部分について週次でのデータ集計がシステム上困難ですから、4月以降は月単位で月末に前月分をまとめて発表するという扱いにしたいと考えております。

具体的な表のイメージは5ページです。現在公表しているのは点線部分で、週単位で行っております。昨年の夏ぐらいから紙コン事業の件数が増えてきました。このグラフの実線部分が反映できておりませんでした。今後は実線部分も含めて月単位で発表したいと思います。グラフの上の実線は件数で、下が金額です。これを見ると分かるように、紙台帳とコンピュータ記録の実績は、件数は非常に伸びていますが金額の伸びは小さいです。1件当たりの回復額が通常の記録回復事案に比べて小さいので、このような違いが出ております。今後はこのようなことが月単位で明瞭に分かるようになると考えております。

資料の1ページに戻りますが、年金回復の具体的事例の上位10ケースの公表です。これは資料の3ページのように、毎週金額の多いもの上位10ケースを公表しております。このような公表は平成22年4月から2年間行ってきました。公表開始から2年が経過して、今般1,000事例が集まりました。1,000事例が集まったので、この6月を目途に1,000例について分析し、どのようなケースで記録が見つかって大きな年金の増額になっているかについて整理して公表したいと考えております。これは気になる記録の確認キャンペーンの素材になるのではないかと考えております。今のところ一番多いのは、転職や旧姓の例が多かったと記憶しております。それがどのぐらいの割合になるのかについてよく分析したいと思います。

尚書ですが、公表事例の回復額は当初年額ベースで見ると毎月1件当たり60万円を超えていましたが、最近では1件当たり40万円ぐらいまで落ちてきました。非常に高額な回復事例は本人の記憶が残っているケースが多いので、早いうちに回復され、今では落ち着いてきたのだと思います。他方、紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせ作業の進捗により、比較的少額の回復事例が多く出てきております。そういう意味で高額回復事例の把握については、1,000例も終えましたので1,000例で集計公表は取りやめることにします。むしろ、記録訂正に伴い、無年金の方から新たに受給権が発生した件数は昨年の12月末段階で486件ですので、これを集計して公表したいと考えております。

3番目ですが、再裁定の申出の機構本部への進達期間ということですが。これについては、資料の6ページの毎週公表している週次の報告によると、再裁定申出の機構本部への進達の平均期間が0.3か月、進達に至っていない申出件数が0.6万件になっております。工程表上は0.5か月を目標にしておりますが、今はこれを下回っています。このように週次報告で公表するきっかけになったのは平成19年から20年の記録問題が大きく取り上げられた時期ですが、この時期に処理の体制が整わないために多くの方にお待ちいただき、半年経っても1年を超えてもなかなか処理が進まないというご批判をいただいたこともございます。年金機構になり、どれぐらいきちんと対応できているのかということも検証する意味で公表してきました。具体的な経緯を申しますと、21年3月時点で1.7か月だったものが22年1月に0.6か月になり、23年2月からは0.3か月を維持しております。機構が目標とする0.5か月を下回っていますので、引き続き件数の把握と公表はして参りますが、週次ではなく月次で公表したいと考えております。以上、

来月からのデータの公表の見直しについてご報告しました。

(磯村委員長)

ありがとうございました。公表方法の月次から週次への変更の件はいかがですか。よろしいですか。特段ご意見もないようですので、この方向でお運びいただきますようによろしくお願いいたします。これまでご苦労さまでした。ありがとうございました。

これで予定の議事は終わりました。次回は5月17日です。4月はその間に連休もございますし、先ほど述べた3つのお願いも片付けていただかなければいけません。

実はもう2つばかりお願いがございます。先ほどの資料1の下の方に書いてある新規の追加として、一番下の行の関連事項の枠の中の、本社管理方式の促進、適用事業所の企業単位の把握、機構における事務処理誤り対応はいずれも前々からの懸案事項です。この辺も1か月お休みの間に、次回の委員会で皆さんが審議できるように準備していただきたいという思いも込めて、4月の委員会はお休みにしますのでよろしくお願いいたします。何かご意見はございますか。事務局はよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。これでお開きにします。

(了)